

# 『小型移動式クレーン運転技能講習』

小型移動式クレーン（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）運転は、技能講習を修了した資格を持っていることが必要であると労働安全衛生法第61条で定められております。

当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致します。なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

## 1. 日程（3日間）

第1回	2020	4月13日～15日(月～水)	第4回		10月22日～24日(木～土)
第2回		6月15日～17日(月～水)	第5回		12月14日～16日(月～水)
第3回		9月14日～16日(月～水)	第6回	2021	2月 8日～10日(月～水)
時間	講習開始約1週間前に送付する受講票で確認願います。				

## 2. 場 所：(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場(戸畑区中原46-1)

## 3. 時間・区分

日数	時間	所持資格、経験等
3日	16H	・クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	20H	上記以外（全科目受講）の方
	20H	高校生の方（在学を証明できる書類が必要です）

(注) 講習には、講習科目（時間数）以外に、学科・実技講習とも修了試験があります。

## 4. 受講料・テキスト代 (単位：円)

時間	受講料	テキスト代	受講料合計
16H	35,750	1,705	37,455
20H	39,600		41,305
20H（高校生）	28,600		30,305

受講希望者が定数に満たない計画は、中止若しくは延期する場合がございます。

## 5. 申込み方法

・若松労働基準協会にて定員の空き状況を確認の上、先に電話でご予約願います。

・技能講習受講申込書に必要事項を記入の上、①～③を添えて若松労働基準協会へお申込み下さい。

(受講申請書は当協会のホームページ上にあります)

① 証明写真1枚（正面・無帽・無背景・不鮮明な写真不可・縦30mm×横24mm）の裏面に氏名を記入して、申請書に貼付けしてお申込み下さい。

② 記載事項確認書のコピー

③ 講習一部免除の方は、それを証明する資格証のコピー。

講習一部免除の資格証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させていただきますので、必ずご持参し提示願います。講習期間中に確認できない場合は、受講不可となります。

④ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。

尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。

※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

## 6. 連絡先・振込先等

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部（若松労働基準協会）

〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階

TEL：093-751-6563、FAX：093-863-6567

受講料振込先：北九州銀行若松支店（普通預金）NO.6149469

口座名：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部

（振込手数料は貴社にてご負担願います）